

1 埼玉県 チェックリスト

会社名	事業所名

チェック欄			添付した申請書及び書類のチェック欄に✓印を付してください。
建設 工事	査設 ・計 測・ 量調	維土 持木 管施 理設	書 類 名
事業主の住民登録上の所在地が埼玉県内にある場合必須 該当する場合			【個人事業者のみ対象】 1 市町村が発行する個人住民税の納税証明書 (「滞納額がないこと」を証明するもの) ※1、※2、※3
			2 埼玉県・建設工事申請者(県内本店)用提出書類確認リスト(様式D-2) 及び必要書類 ※4
個人の場合			個人事業税の 納税番号(9桁)

※ 提出する書類がない場合は、共通書類のみ提出してください。

※ 個人事業者の場合で、県内で事業開始後の決算が未到来で、所管県税事務所への申告期限を迎えていない場合は、「事業開業報告書」の写しを提出してください。

※1 写し(コピー)でも結構です。ただし、記載内容がはっきりと確認できるものを提出してください。

※2 申請日前3か月以内に交付されたもののみ有効です。

※3 発行日現在において「滞納額がないこと」を証明するものを提出してください。
 滞納の税額がない旨の納税証明書を発行しない市町村の場合、直近の個人住民税の納税証明書又は非課税証明書を提出してください。
 (県内に事業所を開設してから決算を経ていない場合は、開業届等を提出してください。)

※4 県評価点の加点を希望する場合に必要な書類です。(県評価点については、別冊2 埼玉県のページ2番以降を確認してください。)
 県評価点の加点を希望しない場合や、様式D-2の確認リストにチェックが入る項目がない場合は提出不要です。
 なお、県評価点の加点対象となるのは、「①建設工事を今回初めて埼玉県に申請する」、「②建設業許可上の主たる営業所の所在地が埼玉県内にある」の2点を満たす業者です。

◎ 提出する書類は、申請日現在において有効なものに限ります。(期限切れ等がないか、よく確認してください。)